

## 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する 法律案の概要

### 法案概要

人事院勧告に伴い、自衛官等の月給及びボーナスを引き上げるもの

### 改正内容

#### 1. 自衛官等の月給引上げ(初任給・若年層) 令和4年4月1日に遡って引上げ

- ・ 幹部候補生(大学新卒) 226,500円 → **230,300円 (+3,800円)**
- ・ 2士(高校新卒) 179,200円 → **184,300円 (+5,100円)**
- ・ 防大・防医大の学生 117,000円 → **120,200円 (+3,200円)**
- ・ 陸自高等工科学校生徒 103,700円 → **106,900円 (+3,200円)**

(※1) 自衛官候補生(146,000円(改定後))は、3月後に2士に任官し、184,300円(改正後)となる

(※2) 上記は一例。このほかの自衛官や自衛隊教官についても若年層(30歳台半ば迄)の月給引上げ

(※3) 事務官等の月給は、一般職給与法の改正に連動して改定

#### 2. 学生・生徒等のボーナス引上げ 令和4年12月のボーナスから引上げ

- ・ 年間**3. 25月分** → **3. 30月分(+0. 05月分)**

(※) 一般の隊員(自衛官及び事務官等)のボーナスは、一般職給与法の改正に連動して改定

- ・ 一般の隊員 年間**4. 30月分** → **4. 40月分(+0. 1月分)**
- ・ 指定職職員 年間**3. 25月分** → **3. 30月分(+0. 05月分)**

#### 【参考】年収増への効果(一例)

- ・ 士長(20歳) 約96,000円引上げ
- ・ 2曹(35歳) 約44,000円引上げ

### 施行期日

法律の公布の日

(一部の規定は令和5年4月1日)